

I 「電気通信事業分野における市場検証(平成 30 年度)年次レポート(案)」関係

■ 意見募集期間 : 令和元年7月6日(土)から令和元年8月5日(月)まで

■ 意見提出数 : 7件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者 :

(意見受付順)

1	日本電信電話株式会社
2	楽天モバイル株式会社
3	株式会社オプテージ
4	東日本電信電話株式会社
5	西日本電信電話株式会社
6	ソフトバンク株式会社
7	KDDI株式会社

**「電気通信事業分野における市場検証（平成 30 年度）年次レポート（案）」
 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

0. 総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 情報通信市場全体を広く俯瞰し、通信事業者や多様なプレイヤーの取組が、他分野での様々な成長・発展にどう繋がっているかについて着目した検証を実施すべき。また、現行の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他分野の様々な産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかについても検証すべき。</p>	<p>考え方0-1</p>	
<p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しております。モバイルブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、グローバルな OTT プレイヤーが提供するアプリケーションや端末等に移行しております。</p> <p>また、通話アプリに代表されるように、従来の通信キャリアが提供するネットワークサービスがブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、ネットワークサービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあります。さらには、MVNO や「光コラボレーションモデル」を用いて異業種も含めた様々なプレイヤーによる新規参入が相次いでいます。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、2020 年代においては近年注目されている 5G サービスや IoT、ビッグデータ、AI 等が具体的なサービスとして広く実用化され、通信はそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。</p> <p>こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められています。</p>	<p>・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

そのため、政府においては、グローバルな OTT プレイヤーの台頭等、ダイナミックに変化する情報通信市場全体を広く俯瞰することに加えて、通信事業者や多様なプレイヤーの取組みが、他分野での様々な産業の成長・発展にどう繋がっているかにも着目した検証をしていくことが必要になると考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他分野の様々な産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかに、そうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しております。モバイルブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、グローバルな OTT プレイヤーが提供するアプリケーションや端末等に移行しております。

また、通話アプリに代表されるように、従来の通信キャリアが提供するネットワークサービスがブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、ネットワークサービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあります。さらには、MVNO や「光コラボレーションモデル」を用いて異業種も含めた様々なプレイヤーによる新規参入が相次いでいます。

当社としても、光コラボレーションモデルの提供を通じて、様々なプレイヤーとのコラボレーションを進めてきており、2019年3月末時点で、卸先事業者は604社（東日本電信電話株式会社）／553社（西日本電信電話株式会社）、卸契約数は747万契約（東日本電信電話株式会社）／522万契約（西日本電信電話株式会社）となり、異業種も含めた様々なプレイヤーによる新規参入が相次いでおり、裾野は着実に拡大しております。また、ICT利活用の促進による地方創生、働き方改革、生産性・利便性向上等の実現に貢献することにより、社会的課題等の解決に尽力し、豊かな社会の実現や、その持続的な発展に貢献していく考えです。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、2020年代においては近年注目されている5GサービスやIoT、ビッグデータ、AI等が具体的なサービスとして広く実用化され、通信はそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。

こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決

<p>や国民生活の利便向上を実現していくことが求められています。</p> <p>そのため、総務省においては、グローバルな OTT プレイヤーの台頭等、ダイナミックに変化する情報通信市場全体を広く俯瞰することに加えて、通信事業者や多様なプレイヤーの取組みが、他分野での様々な産業の成長・発展にどう繋がっているかにも着目した検証を行っていただきたいと考えます。</p> <p>その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他分野の様々な産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかについても検証いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見0-2 プラットフォームサービス等を提供するグローバル OTT の市場支配力のレバレッジ拡大について電気通信市場検証会議で評価を実施すべき。</p>	<p>考え方0-2</p>	
<p>加えて、政府においては、プラットフォームサービス等を提供するグローバルな OTT プレイヤーの市場支配力のレバレッジ拡大について市場検証会議で評価いただき、消費者保護や利用者利便の観点に立って、そうした OTT プレイヤーが市場において必要な責任を果たすよう、諸外国での対応も参考にしながら、適切なルール整備等を推進していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見0-3 「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」については、今後も検証を継続すべき。さらに、NTT グループと非電気通信事業者との間の企業間連携の状況についても分析・検証の対象とし、公正競争に広く影響を及ぼすような場合には、NTT ドコモと NTT 東西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大すべき。</p> <p>また、ボトルネック設備（第一種指定電気通信設備）を有する NTT 東・西の卸取引に対して、透明性・公平性・適正性を担保するため、接続ルールと同等のルール（公正報酬率規制等）を適用することを視野に、NTT 東・西におけるサービス卸の提供状況等について、引き続き重点的に注視が必要。</p>	<p>考え方0-3</p>	
<p>「電気通信市場検証会議」については、基本方針において、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。平成 28 年 5 月施行。以下、「改正電気通信事業法」という。）を踏まえ、検証期間を「平成 28 年夏から平成 31 年夏」までの「3 年間」とし、現在最終の 3 年度を迎えました。</p> <p>「移動系通信における禁止行為の緩和の影響」については、規制緩和直後の 3 年間のみを検証したものであり、市場に影響が及ぶまでにはある程度の時間を要すること、加えて、今後、IoT/M2M の進展に伴い、異業種連携が本格化することが想定されることから 33 年間のみで禁止行為規制の緩和の影響評価を行うには時期尚早であると考</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p> <p>・なお、「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」に関しては、「電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート」（以下「平成30年度年次レポート」といいます。）（第1編第5章2）において記載のとおり、</p>	<p>無</p>

えます。したがって、令和元年秋以降についても、検証を継続すべきと考えます。

また、「NTT 東・西におけるサービス卸の提供状況」については、

- ① 平成 29 年度の年次レポートで、NTT 西日本には卸料金の水準の設定によって「価格圧搾を行う能力を有している」との評価がなされたこと、
- ② NTT 東日本の契約者情報の目的外利用に関し、必要な措置を講ずるよう行政指導が行われたこと、
- ③ 平成 30 年度の年次レポート（案）では、NTT 西日本のコラボ光サービスの取次業務について、実施期間が 4 ヶ月程度であることに鑑み、引き続き注視していくこととされたこと、
- ④ 令和元年 7 月から NTT 東・西のサービス卸先の事業者間で電話番号と光回線の継続利用を可能とする「事業者変更」が導入され、卸先事業者による過度なキャッシュバック等による競争過熱が懸念されること

等から、その後の状況についても、引き続き、重点的かつ優先的に検証が必要だと考えます。

なお、「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」及び「NTT 東・西におけるサービス卸の提供状況」の検証にあたっては、以下に示すような観点での検証も必要だと考えます。

「NTT 東・西及び NTT ドコモに対する禁止行為規制の適用範囲の妥当性」について

今後の 5G/IoT 時代においては、様々な分野において産業横断的な提携・協業事業モデルが創出されることが想定されます。企業グループがこうした提携・協業事業モデルを推進する上では、禁止行為規制適用事業者である NTT 東・西及び NTT ドコモや他の NTT グループ内電気通信事業者だけでなく、900 社を超える非電気通信事業領域の関連会社との連携を通じた総合的な事業能力を発揮して、様々なパートナー企業（資本系列外）と産業横断的に取引関係を強化していくものと考えられます。

このようなグループの総合事業能力が強化されていくことを踏まえ、令和元年度以降、禁止行為規制の遵守状況と課題等を評価する際には、NTT ドコモと NTT グループ内外の電気通信事業者との取引に加え、一定の取引規模を有するものについては非電気通信事業者（グループ内／外問わず）との協業・提携などについても企業間連携の実態把握や分析の対象とすべきと考えます。検証の結果、当該取引が公正競争に広く影響を及ぼす可能性がある場合には、NTT ドコモ及び NTT 東・西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大する必要があると考えます。

なお、今後の検証においても、これまで通り、固定系・移動系両市場でそれぞれ支配的事業者である NTT 東・西と NTT ドコモが相互に重複・連携する形で更に支配力を

「IoT/M2Mの進展に伴う異業種連携は、今後本格化する分野であることから、引き続き移動系通信分野の各市場における競争状況を注視する」こととしております。

<p>強めつつあることに重点を置いて市場の実態を検証し、政府出資の NTT のグループドミナンス（総合的事業能力）が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点で、引き続き、分析と評価を慎重に進めていただきたいと思います。</p> <p>「NTT 東・西のサービス卸に対する規律の必要性」について</p> <p>上述のとおり、NTT 東・西におけるサービス卸の提供状況等の確認については、3年間の検証に閉じるのではなく、その後の状況について、引き続き重点的に注視が必要であり、検証の際には、ボトルネック設備（第一種指定電気通信設備）を有する NTT 東・西の卸取引に対して、透明性・公平性・適正性を担保するため、接続ルールと同等のルール（公正報酬率規制等）を適用することを視野に分析すべきと考えます。</p> <p>加えて、NTT 東・西のサービス卸の提供条件が不透明であるため、認可接続約款に基づく取引と異なり、交渉過程も含めてボトルネック設備の独占性に起因する優越的地位の濫用が行われ易いことから、事業者間の公平性や料金水準の適正性が担保されるかについて継続的かつ徹底的に調査する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
--	--	--

1. 電気通信市場の分析

1-1 移動系通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1-1 移動系通信市場における競争状況の評価の記載について、文言の追記を要望。	考え方 1-1-1	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第1章 移動系通信 第1節 移動系通信市場（小売市場） 1 競争状況等に係る分析 P. 18 ② 市場シェア 2018 年度末時点における移動系通信市場の事業者別シェア（最終利用者への提供に係るもの）は、【略】MVNO が 11.6%（2016.3 比+3.8 ポイント、2018.3 比+1.0 ポイント）となっている。HHI は 2,854（2016.3 比▲174、2018.3 比▲50）となっている（図表 I-10 参照）。</p> <p><意見> 「電気通信事業分野における市場検証（平成 29 年度）年次レポート」の P. 82 には以下の記載があり、HHI の低下及び MVNO サービスの利用率上昇から、移動系通信市場</p>	<p>・ 移動系通信市場においてMVNOのシェアが上昇していること等を踏まえた評価に関しては、平成30年度年次レポート第3編2（1）に以下の記載があります。</p> <p>「MVNOのシェアは3年前と比較して3.8ポイント増加しており、また、KDDIグループ契約数に占めるUQコミュニケーションズの割合や、ソフトバンクグループにおけるワイモバイルの割合も増加していることも踏まえると、サブブランド・MVNOも含めた競争が一定程度進展しているとも考えられる。」</p>	無

<p>における競争が進展していると評価されています（下線は弊社）。</p> <p>-----</p> <p>2017 年度末時点における移動系通信市場の事業者別シェア（MVNO への提供に係る契約数を除いた MNO 3 グループと MVNO のシェア）をみると、【略】MVNO が 10.6%（前期比 +0.3 ポイント、前年度末比 +1.2 ポイント）と増加傾向となっている。</p> <p>HHI は 2,904（前期比▲17、前年度末比▲62）と MVNO のシェアの増加に伴って減少傾向となっている。</p> <p>また、MVNO サービスの認知度等は低下したものの、利用率は上昇している。</p> <p>これらのことから、引き続き、移動系通信市場における MVNO や MNO のサブブランドも含めた競争が進展しているといえる。</p> <p>-----</p> <p>今年度も昨年度同様に HHI は低下し、かつ MVNO のシェア・利用率が上昇していることから、以下文言の追記を要望します。</p> <p>「昨年度に引き続き、HHI の低下及び MVNO サービス利用率の上昇がみられることから、移動系通信市場における MVNO や MNO のサブブランドも含めた競争が進展しているといえる。」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 1-1-2 非電気通信事業領域も含んだ企業グループ単位での動向を把握することが必要。</p>	<p>考え方 1-1-2</p>	
<p>第 1 章 移動系通信 第 1 節 移動系通信市場（小売市場） 1 競争状況等に係る分析 (2) MNO サービス市場 ① 市場規模 イ 売上高等 p.22</p> <p>2018 年度における MNO 3 社の売上高の推計値をみると、NTT ドコモが 2 兆 8,444 億円、KDDI が 1 兆 9,254 億円、ソフトバンクが 1 億 8,967 億円となっている。</p> <p><意見> 5G 導入や IoT 普及により、様々な分野において産業横断的な提携モデルが創出されることが想定されます。市場の競争状況を分析するためには、各市場における動向の把握に加え、非電気通信事業領域も含んだ企業グループ単位での動向を把握することも重要と考えます。</p> <p>例えば、売上高を示す際には、各サービス市場の情報に加え、非電気通信事業領域も含んだ国内のグループ連結での情報についても示し、規模の大きさ、推移、影響力等を把握することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>意見 1-1-3 SIM ロックに係る手続の簡素化等の速やかな対策が必要。</p> <p>第1編 電気通信市場の分析 第1章 移動系通信 第1節 移動系通信市場（小売市場） 2 利用者の動向等に係る分析 ④ 移動系通信端末の利用状況等 キ SIM ロック解除の利用状況等</p> <p><意見> 2015年にSIMロック解除が義務化されて以降、3年経過した2018年度において、SIMロック自体の認知は進み、需要も喚起され、「今後活用してみたい」が47.2%と高い数値となっています。一方で、「既に活用した」が8.3%に留まっており、需要に対して、利用が進んでいない状況が伺えます。従って、より市場を活性化させるために、SIMロックに係る手続の簡素化など、速やかに対策を講じる必要があると考えます。 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>考え方 1-1-3</p> <p>・SIMロック解除に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-1-4 図表番号の修正を要望。</p> <p>第1編 電気通信市場の分析 第2章 移動系通信 第2節 移動系通信市場（小売市場） 1 競争状況等に係る分析 P.70 音声接続料については、KDDI 及びソフトバンクにおいて 2018 年度に増加している（図表 I-64 参照）。</p> <p><意見> （図表 I-64 参照）とありますが、（図表 I-65 参照）が正しいと思われるため修正することを要望します。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>考え方 1-1-4</p> <p>・御指摘を踏まえて所要の修正を行いました。</p>	<p>有</p>
<p>意見 1-1-5 各社の音声接続料に関する説明をより明確にすることを要望。</p> <p>第1編 電気通信市場の分析 第3章 移動系通信 第3節 移動系通信市場（小売市場） 1 競争状況等に係る分析 P.70 図表 I-65</p> <p><意見></p>	<p>考え方 1-1-5</p> <p>・御指摘を踏まえ、図表 I-65の注釈部分について以下のとおり修正を行いました。 （修正前） ※2：2016年度の音声接続料からソフトバンクは区域内外の区別を廃止した。 （修正後） ※2：音声接続料について、区域内外統一</p>	<p>有</p>

<p>音声接続料は区域内外統一料金、区域内外別料金を採用している会社に分かれるにも関わらず、注釈なしに混在して記載していると思われます。過去の状況を正確に示すべく、記載の接続料はどの料金か（区域内外統一・区域内・区域外）を会社別に明確に記載することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>料金となっている。ただし、KDDIは2016年度まで、ソフトバンクは2015年度まで、区域内外に区分して算定しており、当該年度までの数値は、それぞれ区域内のものを使用している。</p>	
--	---	--

1-2 固定系データ通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1-2-1 FTTH市場（小売市場）について、提供形態別に細分化した分析を行うべきではない。</p>	<p>考え方1-2-1</p>	
<p>第1節 固定系ブロードバンド市場（小売市場） 1 競争状況等に係る分析 (3) FTTH市場（小売市場） ① 市場規模（契約数） イ 提供形態別契約数等 （中略）2018年度第1四半期において「卸電気通信役務」型が「自己設置」型を上回り、2018年度末時点においてその差はさらに広がっている。</p> <p><意見> FTTH市場（小売市場）について、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」という提供形態別に細分化した分析がなされていますが、利用者の視点からすると、事業者がサービス提供するうえでの設備の調達手段を意識する必要はなく、例えばFTTHの卸電気通信役務といった一部の形態に偏って取り上げるべきではないと考えます。</p> <p>なお、当社は、様々なプレイヤーが業界の垣根を超えてコラボレーションし、イノベーションの促進による価値創造を図っていくことを下支えしていくため光コラボレーションモデルを開始し、2019年3月末時点で卸先事業者は604社（東日本電信電話株式会社）／553社（西日本電信電話株式会社）と引き続き増加しており、様々な業種のプレイヤーと光コラボレーションを推進してきたことで、裾野は着実に拡大し続けています。</p> <p>今後とも、当社としては企業等の事業内容・事業規模等に応じた柔軟な提供条件で卸サービスを提供していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見1-2-2 NTT東西の加入光ファイバ接続料金に係る光ファイバの耐用年数について、当面の間は最長でも3年以内毎に検証を行い、検証結果と適用されている</p>	<p>考え方1-2-2</p>	

<p>耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべき。</p> <p>第1編 電気通信市場の分析 第2章 固定系データ通信 第1節 固定系ブロードバンド市場（小売市場） 1 競争状況等に係る分析 P96 ③FTTHの料金 イ接続料の推移</p> <p><意見> 2019年度に適用する東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東西殿」という。）の加入光ファイバ接続料金は、耐用年数の見直しに伴う料金の改定について現在認可申請が実施されています。この耐用年数の見直しは、新たに蓄積されたデータに基づき再算定することで利用実態に近づく償却期間（架空20年、地下28年）を反映した接続料金に改訂されることから望ましいと考えています。</p> <p>なお、今後の見直しについて、NTT東西殿が実施した試算では、①新たなデータが蓄積される度に耐用年数が延長されていることや、②ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮（シース）について光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空28年、地下36年が適用されていることなどを考慮すると、依然として実態と乖離している可能性があります。また、前回の耐用年数見直しから10年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式1芯あたりの月額使用料において当初の2019年度認可接続料と比べて、東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東日本殿」という。）で-202円(-8.2%)、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本殿」という。）で-223円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。こうしたことから、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためにも、当面の間は最長でも3年以内毎に検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>意見1-2-3 NTT東西の網終端装置の増設基準の緩和等については、継続的な注視が必要。</p> <p>第1編 電気通信市場の分析 第2章 固定系データ通信 第1節 固定系ブロードバンド市場（小売市場） 1 競争状況等に係る分析 P97 ④通信速度 ICT化の進展に伴い、高速・大容量通信のニーズが高まっているところ、一部の事業者</p>	<p>・光ファイバの耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直していく必要があると考えます。</p> <p>考え方1-2-3</p> <p>・NTT東西の網終端装置の増設基準の緩和等に関する御意見については、今後の御参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p> <p>無</p>
---	--	-------------------

<p>において最大通信速度(上下)10Gbps のサービスも提供されている (図Ⅱ-29 参照)。</p> <p><意見> 昨今、NTT 東西殿の網終端装置の輻輳により、実効速度の遅さに課題があります。 接続料の算定に関する研究会の議論により、NTT 東西殿による網終端装置の増設基準の緩和や新メニューが提示されるなど改善されつつありますが、インターネットトラフィックは今後も増加していくため、継続的な注視が必要と考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 1-2-4 FTTH アクセスサービスにおけるスイッチングコストに関する記載について追記を要望。</p>	<p>考え方 1-2-4</p>	
<p>(該当箇所) 第1編 電気通信市場の分析 第2章 固定系データ通信 第1節 固定系ブロードバンド市場 (小売市場) 1 競争状況等に係る分析 P98 ⑥スイッチングコスト 主要な FTTH アクセスサービスにおけるスイッチングコスト (経済的コスト) について、新規契約時手数料は NTT 東西において比較的低廉、設置工事費は接続事業者 (KDDI 及びソニーネットワークコミュニケーションズ) において比較的高額であった。解約時違約金は事業者によって異なるものの大きな差はない。撤去工事費は、NTT 東西の FTTH アクセスサービスを利用している場合 (NTT 東西、NTT ドコモ、ソフトバンク) は無償、自己設置事業者及び接続事業者 (オプテージ、KDDI 及びソニーネットワークコミュニケーションズ) の場合は有償となっている。</p> <p><意見> 「解約時違約金は事業者によって異なるものの大きな差はない。」とされていますが、【図表Ⅱ-30】に記載されていない主要な FTTH サービスにおいて定期契約を解除した場合に数万円の違約金が請求される例もあることから、「主要な <u>7 社</u> の FTTH アクセスサービスにおけるスイッチングコスト (経済的コスト) について、(中略) 解約時違約金は事業者によって異なるものの大きな差はない。」又は「解約時違約金は <u>対象の 7 社</u> においては事業者によって異なるものの大きな差はない。」と下線部を追記頂くことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・御指摘を踏まえ、以下のとおり追記 (【】で囲まれた部分が追記箇所) を行いました。</p> <p>主要な FTTH アクセスサービス【(図表Ⅱ-30)に記載の7社が提供するもの】におけるスイッチングコスト (経済的コスト) について、新規契約時手数料は NTT 東西において比較的低廉、設置工事費は接続事業者 (KDDI 及びソニーネットワークコミュニケーションズ) において比較的高額であった。解約時違約金は事業者によって異なるものの大きな差はない。</p>	<p>有</p>
<p>意見 1-2-5 NTT 東西のサービス卸について、適正性及び透明性を確保するためのルール化が必要。</p>	<p>考え方 1-2-5</p>	
<p>第1編 電気通信市場の分析</p>	<p>・NTT東西のサービス卸に関する御意見に</p>	<p>無</p>

第2章 固定系データ通信

第2節 固定系ブロードバンド市場（卸売市場）

P. 107

1 競争状況等に係る分析

①市場規模（契約数）

2018年度末時点におけるFTTHの契約数（3,166万）のうち、卸電気通信役務を利用して提供される契約数（以下「卸契約数」という。）は、1,555万（2016.3比+870万、2018.3比+158万）であり、このうち、サービス卸の契約数は、NTT東西合計で1,269万（2016.3比+800万、2018.3比+157万）となっている（図表Ⅱ-42参照）。

FTTHの契約数全体における卸契約数の割合は、49.1%（2016.3比+24.6ポイント、2018.3比+3.5ポイント）、FTTHの契約数全体におけるサービス卸の契約数の割合は、NTT東西合計で40.1%（2016.3比+23.3ポイント、2018.3比+3.8ポイント）となっている（図表Ⅱ-43参照）。

P. 111

2 サービス卸の提供状況等

①契約数・開通数

2018年度末時点におけるサービス卸の契約数は、NTT東西合計で1,269万（2016.3比+800万、2018.3比+157万）となっている。NTT東西別で見ると、NTT東日本は747万（2016.3比+439万、2018.3比+87万）、NTT西日本は522万（2016.3比+361万、2018.3比+71万）となっている（図表Ⅱ-46参照）。

P. 160

これについて、卸料金は営業コストの削減等が進んだことから2018年4月より値下げが行われ、また、NTT西日本からは「様々なプレーヤーによる高度かつ多様なサービスの提供を促進する観点から、今後とも、卸料金の見直し等の料金面での対応を検討していく」との見解が示されているところ、引き続き卸料金の引き下げも視野に入れた取組が行われることを期待するとともに、その状況を注視することとしている。

<意見>

近年、FTTH契約数全体における卸契約数の割合は増加しており、特にNTT東西殿が提供するサービス卸の契約数割合は2019.3時点でFTTH契約数全体の40%を超え、市場に与える影響は非常に大きくなっています。一方でFTTH料金はP.95【図表Ⅱ-27】に示されているとおり、近年おおむね5,000円/月（戸建向けの場合）で推移しており、ほとんど低廉化がみられません。その主要因として、市場独占性の高いNTT東西殿サービス卸の卸料金が十分に低廉化していないことが考えられます。

NTT東西殿の卸料金が低廉化していない理由としては、卸料金等の提供条件や算定

については、今後の参考とさせていただきます。

<p>根拠が非公表・非開示でありオープンな政策検討がされず、結果として透明性・適正性の確保が困難であるからと考えます。</p> <p>上記のとおり、サービス卸はFTTH卸において市場独占的なサービスであり、また他事業者の卸サービス等へ切り替える際のスイッチングコスト（アクセス光回線の引き直しや回線終端装置（ONU）の取り換え等）も発生するなど市場流動性の阻害要因も存在することから、競争促進上特に重要な卸役務と考えられます。そのため、その提供条件については市場に任せることなく、提供事業者であるNTT東西殿から卸料金・設備コストの公表及びその差分の定量的な説明を義務付け、オープンな場で議論するといった適正性及び透明性を確保するためのルール化が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 1-2-6 サービス卸の契約数の過半数がNTTグループである要因を検証し、必要に応じて何らかのルール化をすべき。</p>	<p>考え方 1-2-6</p>	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第2章 固定系データ通信 第2節 FTTH市場（卸売市場） 2 サービス卸の提供状況等 P118 ③ サービス卸の契約数シェア等</p> <p>2018年度末時点において、サービス卸の契約数全体（1,269万）におけるNTTグループ⁶⁷の契約数（661万）の割合は52.1%（2016.3比+6.9ポイント、2018.3比+1.0ポイント）となっている（図表Ⅱ-53参照）。</p> <p><意見> サービス卸契約の過半数がNTTグループの契約者となっており、NTTグループによる固定市場独占回帰の懸念があります。 また、グループ内取引が過半数となることから、NTT東西殿においては卸料金低廉化へのインセンティブも働かないことが想定されます。 については、NTTグループが過半数となっている要因を検証し、必要に応じて何らかのルール化も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-2-7 図表Ⅱ-53（サービス卸の契約数シェア）について、NTTグループに該当する事業者は全て「NTTグループ」に含めて集計すべき。</p>	<p>考え方 1-2-7</p>	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第2章 固定系データ通信 第2節 FTTH市場（卸売市場） 2 サービス卸の提供状況等 P.118</p>	<p>・電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）では、卸契約数が3万未満である卸先事業者に対する事業者別の卸契約数についてFTTH卸元事業者から報告を求めているところでは、その</p>	<p>無</p>

<p>注：「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」に該当する事業者は存在する</p> <p><意見> 「NTTグループ」に該当する事業者は全て「NTTグループ」に含めて集計すべきと考えます。「その他」に分類する理由があるのであれば、その理由を追記すべきです。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ため、個別の卸契約数を把握することができない卸先事業者については、NTTグループに該当する事業者であっても、「その他」に分類しています。</p>	
<p>意見 1-2-8 NTT東西のFTTH市場における市場支配力がNTTドコモに移転していないかという観点から重点的に分析・検証すべき。</p>	<p>考え方 1-2-8</p>	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第2章 固定系データ通信 第2節 FTTH市場（卸売市場） 2 サービス卸の提供状況等 P.118</p> <p>2018年度末時点において、サービス卸の契約数全体（1,269万）におけるNTTグループの契約数（661万）の割合は52.1%（2016.3比+6.9ポイント、2018.3比+1.0ポイント）となっている。</p> <p>事業者形態別でみると、MNOの契約数（916万）が72.2%（2016.3比+10.5ポイント、2018.3比+1.4ポイント）、次いでISPの契約数（253万）が19.9%（2016.3比▲10.6ポイント、2018.3比▲2.0ポイント）となっており、MNOの比率が継続的に高まっている。</p> <p><意見> ボトルネック設備を保有する卸元のNTT東・西のグループ会社であるNTTドコモ（ドコモ光）について、NTT東・西のFTTH市場における市場支配力がNTTドコモに移転していないかの観点で重点的に分析・検証すべきと考えます。</p> <p>○世帯の光化が進展していく中で、NTT東・西の顧客基盤がドコモ光に移行し、NTT東・西の市場支配力がNTTドコモに移転していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツからの転用によるNTTドコモへの移行件数の推移 ・ ドコモ光のシェアの推移 <p>○NTT東・西がサービス卸を提供する中で、NTTドコモに対する優遇が生じていないか。</p> <p>○NTT東・西とNTTドコモの共同営業が現行の禁止行為規制に抵触していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東・西とNTTドコモの具体的な契約条件の内容、及び、目的達成業務（取次）の運用において、不当な優遇の有無 <p>○NTT東・西とNTTドコモの関係強化が市場に悪影響を及ぼしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH小売市場におけるドコモ光シェアの推移 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> 1992年のNTTドコモの分離実施要件の履行状況 NTT東・西とNTTドコモの具体的な契約条件の内容、及び、目的達成業務（取次）の運用において、不当な優遇の有無 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
--	--	--

1-3 固定系音声通信

意見1-3-1 GC/IC接続料について、早い段階でIP-LRICモデルによる算定を実施すべき。	考え方1-3-1	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第3章 固定系音声通信 第1節 固定電話市場 1 競争状況等に係る分析 P.135 イ 固定電話に係る接続料</p> <p>NTT東西のGC接続⁷²又はIC接続⁷³による接続料は、2006年度以降低下傾向にあったが、2012年度以降はおおむね上昇傾向となっている（図表Ⅲ-8参照）</p> <p><意見> GC/IC接続料は年々増加しており、2020年度には利用者料金（8.5円/3分）をIC接続料が逆転する見込みとなっています。</p> <p>今期（2019-2021年度）は、GC/IC接続料は基本はPSTN-LRICモデルによって算定されますが、LRICモデルの基本的事項としては「モデルで提示されるネットワークは、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用する」となっているところ、早い段階でIP-LRICモデルによる算定を実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> GC/IC接続料に関する御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
意見1-3-2 NTT東西の設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含めて情報を開示した上で、中長期的な接続料の見通しを示すべき。	考え方1-3-2	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第4章 固定系音声通信 第1節 固定電話市場 1 競争状況等に係る分析 P.136</p> <p>【図表Ⅲ-9】メタル加入者回線（ドライカップ）の接続料の推移</p> <p><意見></p>	<ul style="list-style-type: none"> 需要が減少傾向にある接続料が大幅に減少するなど、通常予想される傾向と全く異なる金額の変動が生じる可能性がある場合には、NTT東日本・西日本において、例えば申請接続料に係る事業者向け説明会の機会を捉えて予想される将来変動に関する補足説明を行うなどの方法により接続事業者に対するで 	<p>無</p>

<p>メタル加入者線（ドライカップ）の接続料金は需要の減少等に伴い上昇していくと考えられていましたが、その想定に反して、2019年度の接続料金は2018年度に比べてNTT 東日本殿で-6.4%、NTT 西日本殿で-8.7%の大幅な減少となりました。ドライカップのようなレガシー系サービスについては、接続料金が上昇する想定のもと、サービスを継続するのかマイグレーションしていいのかといった検討や、それに伴う予算等の措置を含めて事業計画を立てる必要があることから、接続料金に関して一層予見性を高める必要があります。そのため、NTT 東西殿の設備更改やコスト削減に向けた取組等に関する具体的な費用への影響額を含めて情報を開示頂いた上で中長期的な接続料の見通しを示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>きる限り早期の情報開示が行われることが望ましいことから、総務省からNTT 東日本・西日本に対して上記観点による要請を行ったところです。</p>	
---	--	--

1-4 法人向けネットワーク

(該当意見なし。)

1-5 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響

<p>意見1-5-1 NTTグループと非電気通信事業者との間の企業間連携の状況についても分析・検証の対象とし、公正競争に広く影響を及ぼすような場合には、NTT ドコモに対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大すべき。</p>	<p>考え方1-5-1</p>	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第5章 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響 2 禁止行為規制の緩和の評価 p.151 上記のとおり、NTT ドコモ及びその競争事業者からは、禁止行為規制の緩和によって競争上の弊害が生じているといった指摘はみられなかった。 また、移動系通信分野の各市場において、禁止行為規制が緩和された2016年5月前後における変化をみると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動体通信（小売市場）におけるNTT ドコモのシェアをみると、2016年3月末時点では、40.2%だったのが、2018年度末時点では、37.9%となっている。 ・ MNOの卸契約数におけるNTT ドコモのシェアをみると、2016年3月末時点では、46.4%であったのが、2018年度末時点では、48.2%となっている。 ・ 2018年度末時点における通信モジュールの卸契約数（契約数3万以上のMVNOに係るもの）におけるNTT ドコモのシェアをみると、KDDI やソフトバンクと比較して極めて小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	

<p>以上を踏まえれば、禁止行為規制の緩和により、NTT ドコモの市場支配力が強化されたことがうかがえる事情は認められないことから、現時点において禁止行為規制の緩和による弊害は生じていないものと考えられるが、IoT/M2M の進展に伴う異業種連携は、今後本格化する分野であることから、引き続き移動系通信分野の各市場における競争状況を引き続き注視することとする。</p> <p><意見></p> <p>総務省案においては、「禁止行為規制の緩和によって競争上の弊害が生じているといった指摘はみられなかった」「NTT ドコモの市場支配力が強化されたことがうかがえる事情は認められない」との記述がありますが、規制緩和直後の3年間のみを検証したもので、市場に影響が及ぶまでにはある程度の時間を要すること、加えて、今後、IoT/M2M の進展に伴い、異業種連携が本格化することが想定されることから、3年間のみで禁止行為規制の緩和の影響評価を行うには時期尚早であると考えます。</p> <p>したがって、令和元年秋以降についても、検証を継続すべきと考えます。</p> <p>また、禁止行為規制緩和の影響等を評価する際には、NTT ドコモと NTT グループ内外の電気通信事業者との取引に加え、一定の取引規模を有するものについては非電気通信事業者 (NTT グループ内/外問わず) との協業・提携などについても企業間連携の実態把握や分析の対象とすべきです。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT グループ各社のシェアの増加状況 ・NTT 都市開発やファシリティーズ、NTT データ等の非電気通信事業会社とのグループ連携により、公正競争を阻害している可能性 <p>検証の結果、当該取引が公正競争に広く影響を及ぼす可能性がある場合には、NTT ドコモに対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 1-5-2 禁止行為規制の緩和後の状況について引き続き注視するとともに、NTT ドコモの市場支配力が強化されたことがうかがえる事情が認められた際には、速やかに対処することを要望。</p>	<p>考え方 1-5-2</p>	
<p>第1編 電気通信市場の分析 第5章 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響 2 禁止行為規制の緩和の評価 P151</p> <p>以上を踏まえれば、禁止行為規制の緩和により、NTT ドコモの市場支配力が強化されたことがうかがえる事情は認められないことから、現時点において禁止行為規制の緩和による弊害は生じていないものと考えられるが、IoT/M2M の進展に伴う異業種連携は、</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

今後本格化する分野であることから、引き続き移動系通信分野の各市場における競争状況を引き続き注視することとする。

<意見>

IoT/M2M の進展に伴う異業種連携は今後本格化する分野であることから、株式会社NTT ドコモ殿（以下「NTT ドコモ殿」という。）への禁止行為規制の緩和の状況について引き続き注視するとともに、NTT ドコモ殿の市場支配力が強化されたことがうかがえる事情が認められた際には、速やかに対処を行うことを要望します。

【ソフトバンク株式会社】

2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

2-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-1-1 「情報の目的外利用」の事案について、総務省からの要請の趣旨を真摯に受け止め、今後同様の事案を発生させないように取り組む。</p>	<p>考え方2-1-1</p>	
<p>第1節 NTT東西におけるサービス卸の提供状況等の確認結果 2 NTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果等（概要） NTT東西より、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT東日本において2018年2月に発覚した「情報の目的外利用」の事案を除き、NTT東西からは電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はないと報告されている。</p> <p><意見> 当社は、2018年7月に総務省から受領した要請の趣旨を真摯に受け止め、顧客情報管理システムの情報取り扱い権限の見直しや、社内マニュアルの再整備と社内教育を実施しました。 今後も毎年研修を実施し、同様の事案を発生させないように取り組んでまいります。 【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>・総務省は、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」を踏まえた対応状況等について引き続き注視することとしています。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-1-2 NTT西日本のコラボ光サービスの取次業務について、不当な差別的取扱い等が行われていないか、より深い検証が必要。</p>	<p>考え方2-1-2</p>	
<p>第2編 電気通信事業者の業務の適正性等の確認 第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果 第1節 NTT東西におけるサービス卸の提供状況等の確認結果 3 NTT西日本のコラボ光サービスの取次業務についての詳細確認結果等(概要) p.158</p> <p>総務省において検証したところ、本業務についてはNTT西日本とFTTHアクセスサービスの卸契約を締結している全事業者に対して周知され、希望があった全事業者について同一の条件で取次の対象とするとしており、取次対象事業者の選定において事業者間の公平性は確保されていると認められることや、本サービスの提供について、利用者から申告のあった絞込み条件を入力することで、利用者の希望に沿った事業者が自動的に絞り込まれるシステムを構築しており、特定の事業者を恣意的に取り次ぐことはないと認められることから、現時点においては電気通信事業法上で問題と認められる点は確認されなかった。</p> <p>本業務の実施期間は4ヶ月程度であることを鑑み、業務の受託に係る不当な差別的取扱いが行われていないかなど公正な競争に与える影響について、引き続き注視して</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	

<p>いく。</p> <p><意見> 総務省案においては、周知方法、システムの構築などの状況から、「現時点においては電気通信事業法上で問題と認められる点は確認されなかった」と結論付けていますが、不当な取扱い等が行われていないか、より深い検証が必要です。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取次いだ件数のうち、NTTグループ内の事業者の比率 ・自動的に絞り込まれるシステムというものが、特定の事業者が抽出されやすいような項目立てによって構築されていないか、パラメーターを確認（例：携帯電話の利用有無 → ほとんどの利用者が携帯電話を保有していると思われるため、必然的にMNOとMVNOしか紹介先の事業者として絞り込まれない） <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
意見 2-1-3 FTTHの卸料金については今後もサービス卸に係るコスト削減努力を反映するとともに、柔軟な提供条件で卸サービスを提供していく考え。	考え方 2-1-3	
<p>第2節 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果 2 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等（概要） （中略）その他「サービス提供に当たっての課題等」については、一部の卸先事業者から、現状の卸料金水準では小売料金設定の自由度が狭く得られる利潤も低いこと、また、運用コスト等の負担が大きいことから、卸料金の値下げが望ましいとの意見があった。</p> <p>これについて、卸料金は営業コストの削減等が進んだことから2018年4月より値下げが行われ、また、NTT西日本からは「様々なプレーヤーによる高度かつ多様なサービスの提供を促進する観点から、今後とも、卸料金の見直し等の料金面での対応を検討していく」との見解が示されているところ、引き続き卸料金の引き下げも視野に入れた取組が行われることを期待するとともに、その状況を注視することとしている。</p> <p><意見> 卸料金については、コストだけではなく、需要動向、競争状況、市場価格等を勘案して設定していますが、当社としては、今後もサービス卸に係るコスト削減努力を反映していく考えです。</p> <p>あわせて、当社としては企業等の事業内容・事業規模等に応じた柔軟な提供条件で卸サービスを提供していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の提供するサービス卸は、これに多くのFTTH事業者が依存している現況も踏まえ、その提供条件等について引き続き注視する必要があると考えます。 	<p>無</p>
意見 2-1-4 「事業者変更」の導入に当たり、今後も卸元事業者として、不適正な営業が行われないよう施策を検討していく。	考え方 2-1-4	

<p>第2節 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果</p> <p>2 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況の確認結果等（概要）</p> <p>（中略）なお、2018年5月より、総務省において、ICTサービス安心・安全研究会の下に「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」（主査：新美育文弁護士（元明治大学法学部教授））を設置し、同協会での議論を踏まえ、IP電話番号の継続利用を含めた卸先事業者の変更の在り方について検討を行ってきたところ、同年8月に同タスクフォースにおいて、報告書が取りまとめられ（中略）当該報告書においては、電話番号と光回線の継続利用を可能とする形式で卸先事業者から他の卸先事業者又はNTT東西への事業者の変更を行うことのできる「事業者変更」の導入（本年7月より実施）に関して、「利用者の混乱や公正な競争の阻害につながるおそれがあるため（中略）過度なキャッシュバック等の実施により（中略）適正なコストを著しく下回る料金が設定されることになる場合には（中略）電気通信事業法第29条の業務改善命令の発動要因になることがある。」との指摘がなされたところである。</p> <p><意見></p> <p>当社は、「事業者変更」の導入にあたり、2018年8月の総務省からの要請を踏まえ、これまで、全卸先事業者に対する「事業者変更」の受付開始の通知や、ISP事業者等とのシステム改修・運用フローに関する意識あわせ、「事業者変更」に関する苦情発生時の運用体制の構築を実施してまいりました。</p> <p>当社は、今後も卸元事業者として、不適正な営業が行われることがないよう施策を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>・総務省は、「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」の報告書を取りまとめ、NTT東西に対して、当該報告書を踏まえた事業者変更が実現されるために必要な措置を講ずるよう要請を行ったところであり、両社における対応状況等を引き続き注視することとしています。</p>	<p>無</p>
---	---	----------

2-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-2-1 データ接続料について、算定の在り方について議論されている状況にもかかわらず、実施の目的等が明確化されないままに検証することは反対。また、音声卸料金について、まずは事業者間の協議に委ねるべき。一方で実質的にNTT東西が独占しているFTTHの卸取引については、料金の透明性や適正性を担保する取組や検証が必要であり、モバイルよりも優先して検証すべき。</p>	<p>考え方2-2-1</p>	
<p>第2編 電気通信事業者の業務の適正性等の確認 第2章 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

2 グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無についての確認結果等

P165「対応方針」

・「モバイル市場の競争環境促進に関する研究会」において、データ伝送交換機能を含む MNO から MVNO へのネットワークの提供について、「まずは MNO の低廉な料金プラン及び MNO のグループ内の MVNO のプランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回るものであるか等について確認を行う」こととしている。

・また同研究会において、MVNO が MNO から提供を受ける音声サービスの卸料金について、「音声役務を提供する際の実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について、利用者料金から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出した上で、両者の比較を行う等の方法により、検証を行う」こととしている。

・今後、上記の確認や検証について、総務省において検討を進めていく。

<意見>

データ接続料については、現在、接続料研究会において将来原価方式の導入や接続料算定の精緻化といった算定の在り方について議論されている状況にもかかわらず、本件については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の中間報告書において、「そのような補助について、具体的にどのような形態で行われるのか、また、どのような場合に問題となるのかについては、さらなる検討が必要」となっており、実施の目的及び検証で得られた結果で何を判断するのか、何が問題となるのかについて明確化されないまま、「まずは、MNO の低廉な料金プラン及びグループ内の MVNO の料金プランについて、(中略) 確認を行う」という手法で検証することについては反対です。また、実施する場合の対象についても MNO や MNO グループ内の MVNO に限らず、それ以外の MVNO の低価格プランについても同様に他事業からの補填で成り立っている懸念がないか等、検証して頂くべきと考えます。

音声卸料金については、卸取引であることから民衆の協議が基本であり、MNO が MVNO との協議に応じ低廉化を検討していくことを表明していることから、まずは事業者間の協議に委ねるべきであり、行政による検証や妥当性の判断を行うことは市場の柔軟性を損なうものと考えます。一方で、市場独占性やボトルネック性が高く、実質的に NTT 東西殿が独占している固定サービスの光卸については、料金の透明性や適正性を担保する取組や検証が必要であり、モバイルよりも優先して検証すべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

3. 電気通信市場の検証

3-1 固定系通信に関する市場の検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-1-1 「大手携帯事業者による固定通信市場の支配」が顕在化している状況にあるため、2者のMNOの勧誘方法や移動系通信とのセット契約の態様等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視し、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じてほしい。</p>	<p>考え方3-1-1</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 1 固定系通信に関する市場の検証 (1) 検証結果 (略) FTTHの提供別契約数の推移をみると、2018年度第1四半期において、「卸電気通信役務」型の契約数が、「自己設置」型の契約数を上回り、2018年度末時点においてその差はさらに広がっている(2018年度末時点における提供形態別の契約数は、「卸電気通信役務」型が1,555万、「自己設置」型が1,357万、「接続」型が254万となっている。) (略) サービス卸の増加に伴って小売シェアを特に伸ばしているのが、MNO(NTTドコモ及びソフトバンク)である。2018年度末時点におけるMNO2者の小売シェアの合計は29.0%(2016.3比+18.5ポイント、2018.3比+3.2ポイント)となっており、サービス卸の事業者形態別契約数シェアでは、MNO2者で72.2%(2016.3比+10.5ポイント、2018.3比+1.4ポイント)にのぼっている。 (略) 以上を踏まえれば、MNO系光コラボ利用者の中には、NTTドコモ又はソフトバンクの携帯電話を利用中ないし新規契約を行おうとしていた者が、携帯ショップに赴いた際に光回線とのセット契約を勧められ、これに魅力を感じて契約した者が一定割合存在するものと考えられる。そのような営業方法自体が直ちに否定されるわけではないが、勧誘方法や移動系通信とのセット契約の態様等が、公正な競争を阻害するものとなっていないか注視する必要があると考えられる。</p> <p><意見> ・NTT東西のサービス卸の卸先事業者数が700者を超えるにも関わらず、サービス卸における2者のMNOの純増シェア比率は継続的に8割を超えており、さらには、事業者形態別契約数シェアでは2者のMNOの割合は約7割となっています。これに加えて、FTTHの提供形態別の契約数の推移では、2018年度第1四半期に「卸電気通信役務」型の契約数が「自己設置」型の契約数を上回っており、この状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「大手携帯事業者による固定通信市場の支配」が顕在化している状況と考えます。 ・このような状況が継続すれば、設備競争事業者の設備投資インセンティブは失われ</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>るため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備競争事業者も淘汰され、NTT が設備を独占するようになるのは明らかです。2 者の MNO の勧誘方法や移動系通信とのセット契約の態様等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただくとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見 3-1-2 MNO コラボ事業者における固定通信サービスの割引・キャッシュバック等が公正競争を阻害するものとなっていないか注視し、問題となるような行為が把握された場合には、早急に適切な措置を講じてほしい。</p>	<p>考え方 3-1-2</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 1 固定系通信に関する市場の検証 (2) 今後取組むべき課題等 (略)</p> <p>また、本年7月以降、サービス卸の最終利用者は、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に要するコストが低下することとなる。このため、その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、市場における競争状況や事業者によるサービスの提供条件等について注視するとともに、必要に応じて適切な措置をとることとしている¹⁰²。</p> <p>¹⁰² FTTH アクセスサービスでは、公正競争の観点から、通信契約を締結することを条件として最終利用者に提供されるキャッシュバック等について、累次にわたり懸念が表明されてきたところ、事業者変更の開始による市場競争への影響を見据え、より実効的に公正競争を確保するため、キャッシュバック等及び料金等の提供条件が電気通信事業法第29条第1項第5号（不当競争による業務改善命令）に該当し得る例を示す資料（「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について」）を本年6月28日に公表したところである。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> サービス卸における事業者変更に要するコスト低下等を踏まえ、引き続き、固定系通信市場における競争状況や事業者によるサービスの提供条件等について注視するとともに、必要に応じて本年6月28日に公表された「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例」を踏まえ適切な措置を講じることに賛同いたします。 なお、移動系通信市場においては、通信料金と端末代金の完全分離等の制度整備がなされ、通信役務の利用・端末の購入等を条件とする場合の「利益の提供」の上限が2万円となる等、過度な端末購入補助を抑制する措置の検討が進んでおります。今後 MNO コラボ事業者においては、これまでモバイル端末購入補助として使っていた原資を固定通信サービスの割引・キャッシュバックとして使うことも想定されますので、公正競争を阻害するような行為が行われていないか注視いただくとともに、 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>問題となるような行為が把握された場合には、早急に適切な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-1-3 NTT 東西及びその卸先事業者以外の事業者におけるスイッチングコストについても検証が必要。</p>	<p>考え方3-1-3</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 1 固定系通信に関する市場の検証 (2) 今後取組むべき課題等 P175</p> <p>上記のとおり、設備ベースで見れば、依然としてFTTH市場におけるNTT東西の存在感が大きい状況である。今年度の固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認においては、サービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為は確認されなかったところではあるが、引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視するとともに、必要に応じて適切な措置をとることとしている。</p> <p>また、本年7月以降、サービス卸の最終利用者は、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に要するコストが低下することとなる。このため、その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、市場における競争状況や事業者によるサービスの提供条件等について注視するとともに、必要に応じて適切な措置をとることとしている。</p> <p><意見> NTT東西殿及びその卸先と、それ以外の事業者における競争環境の公平性についても検証が必要と考えます。</p> <p>NTT東西殿以外の自己設置事業者や接続事業者においては、P98の⑥「スイッチングコスト」にあるように撤去工事費が有償であることに加え、設置工事費も高額である事業者が存在します。また、当該部分で述べたとおり、定期契約を解除した場合に数万円の違約金が請求される例もあると認識しており、これら的高額な費用が公正競争の阻害要因となっていないかも、検証が必要と考えます。</p> <p>事業者変更の開始により、NTT東西殿及びその卸先間についてはスイッチングコストが低下するため、一層、他の事業者におけるスイッチングコストの検証も必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-1-4 NTT東西のサービス卸の提供条件やガイドライン遵守状況等について重点的に分析・検証すべき。</p>	<p>考え方3-1-4</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます</p>	<p>無</p>

1 固定系通信に関する市場の検証

(2) 今後取り組むべき課題等 p.175

上記のとおり、設備ベースでみれば、依然として FTTH 市場における NTT 東西の存在感が大きい状況である。今年度の固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認においては、サービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為は確認されなかったところではあるが、引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視するとともに、必要に応じて適切な措置をとることとしている。

また、本年7月以降、サービス卸の最終利用者は、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に必要なコストが低下することとなる。このため、その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、市場における競争状況や事業者によるサービスの提供条件等について注視するとともに、必要に応じて適切な措置をとることとしている。

<意見>

NTT 東・西が提供するサービス卸に関しては、令和元年7月から NTT 東・西のサービス卸先の事業者間で電話番号と光回線の継続利用を可能とする「事業者変更」が導入され、卸先事業者による過度なキャッシュバック等による競争過熱が懸念されることから、卸先事業者によるキャッシュバックの実施状況、及び、NTT 東・西がサービス卸先の事業者に提供する販売奨励金等について、公正な競争環境に影響を与えていないかについて、重点的に分析・検証するとともに、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信業務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」の遵守状況をしっかりと検証していただきたいと考えます。

総務省案の通り、「設備ベースでみれば、依然として FTTH 市場における NTT 東西の存在感が大きい状況」のなかで、卸元の NTT 東・西が NTT グループ内の卸先である NTT ドコモに対して、NTT ドコモのみしか達成し得ないような条件をつけて高額な販売奨励金をつける等、実質的に NTT グループ内企業を優遇するようなことがあった場合には、公正な競争を確保することが困難となります。光サービス卸の卸先シェアにおいて NTT ドコモのシェアが高まっている背景や影響等も含めて詳細な分析が必要です。

<例>

- ・NTT 東・西の設備シェア
- ・NTT ドコモの FTTH 小売市場のシェア
- ・卸元が出す奨励金（グループ内／外）
- ・卸先が出すキャッシュバックの額

【KDDI 株式会社】

だきます。

3-2 移動系通信に関する市場の検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-2-1 二種指定設備設置事業者以外の規模の大きいMVNOについても、競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について注視したうえで、所用の措置を講じるべき。</p>	<p>考え方3-2-1</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 (1) 検証結果 p.176 (中略)</p> <p>他方、上記のSIMカード型契約数にMNOのサブブランドの契約数を加えたものを母数として各者のシェア及びその変動をみると、2018年度末時点におけるUQコミュニケーションズのシェアは、インターネットイニシアティブのシェアを上回っており、そのシェアの伸びは、(2016年度末比でみても、2017年度末比でみても)SIMカード型契約数上位5者のいずれの事業者のシェアの伸びよりも大きくなっている。このことが、直ちに(SIMカード型の)MVNO事業者を排除していることを意味するわけではないが、上記のとおり、MVNO契約数の増加傾向に陰りがみられることも踏まえると、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について引き続き注視するとともに、接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するために所要の措置を講じることが重要であると考えられる。</p> <p><意見> 民間企業の資金調達や契約などは自由なものであり、また既存事業の収益を通信事業に投入することも自由と考えます。 UQコミュニケーションズに対する二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件を注視し所要の措置を講ずるのであれば、規模の大きいMVNOにおいても、市場に影響を及ぼす可能性を鑑み、同様に競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について注視したうえで、所要の措置を講じる必要があると考えます。 【KDDI株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2-2 利用者が自身の利用状況や求めるサービスに応じた選択を行った結果が現れているという観点が全く考慮されていない評価は客観性を欠いているため、記載の修正を要望。</p>	<p>考え方3-2-2</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 (1) 検証結果 P177</p>	<p>・御指摘を踏まえ、以下のとおり追記(【】で囲まれた部分が追記箇所)を行いました。</p>	<p>有</p>

<p>MNO サービスと MVNO サービスの間の代替性の程度は利用者によって異なるものと考えられ、あらゆるタイプの利用者が MNO・MVNO 間の競争による利益を享受できる状況にあるかについては疑問が残る。</p> <p><意見> 「MNO・MVNO 間の競争による利益」とは、MNO であるか MVNO であるかにかかわらず、多様な形態のサービスが生まれ、利用者が自身の利用状況や求めるサービスに応じた選択ができることであると考えます。 本項で挙げられている、利用状況の違いや販売チャネルの違い、端末の調達方法の違い等は、まさに MNO・MVNO がそれぞれの特色を踏まえてサービスを提供し、利用者がそれらのサービスの選択を行った結果を表しているとも読み取れると考えます。 従って、これらの違いを理由に「あらゆるタイプの利用者が MNO・MVNO 間の競争による利益を享受できる状況にあるかについては疑問が残る。」と利用者がサービスの選択を行なった結果という観点がかく考慮されていない評価は客観性を欠くものであり、当該記載を削除し、以下の記載として頂くことを要望します。 「また、MNO 利用者と MVNO 利用者の利用状況の違い（中略）MNO サービスと MVNO サービスの間の代替性の程度は利用者によって異なるものと考えられる。」 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>MNO サービスと MVNO サービスの間の代替性の程度は利用者によって異なるものと考えられ、あらゆるタイプの利用者が MNO・MVNO 間の競争による利益を享受できる状況にあるかについては疑問が残る【(MNO・MVNO 間の競争による利益を十分に享受できないタイプの利用者が存在する可能性がある。)】。</p>	
<p>意見 3-2-3 MNO 利用者のサービス選択状況について、利用者アンケートからは他の状況であることも読み取れるため、記載の修正を要望。</p>	<p>考え方 3-2-3</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 (1) 検証結果 P177 利用者アンケートにおいて半数以上の者（MNO 利用者に限ってみれば 68.9%）が 10 年以上継続して同一の事業者のサービスを利用していると回答していること、また、事業者変更経験のある MNO 利用者のうち、63.1%の者が事業者変更の際に「現在利用中の 1 社のみしか検討しなかった」と回答していることを踏まえると、多くの MNO 利用者が、利用中の MNO 事業者以外の事業者においてこれまで実施されてきた料金プラン体系の変更について、事業者変更をするほど魅力的ではないと捉えている（または魅力的なものではないと予想し、そもそも他事業者における料金プラン体系の変更について関心を払っていない）状況にあるか、各種のスイッチングコストの存在により、各時点においてあらゆる事業者のサービスの中から最適なサービスを選択（再選択）するということが事実上困難な状況にあると考えられる。</p> <p><意見> 「料金プラン体系の変更について、事業者変更をするほど魅力的ではないと捉えて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用中のサービスに満足している MNO サービス利用者の中にも、「利用中の MNO 事業者以外の事業者においてこれまで実施されてきた料金プラン体系の変更について、事業者変更をするほど魅力的ではないと捉えている（または魅力的なものではないと予想し、そもそも他事業者における料金プラン体系の変更について関心を払っていない）状況」にある者が一定程度存在するものと考えられます。 	<p>無</p>

<p>いる（または魅力的なものでないと予想し、そもそも他事業者における料金プラン体系の変更について関心を払っていない）状況」か「各種のスイッチングコストの存在により、各時点においてあらゆる事業者のサービスの中から最適なサービスを選択（再選択）するということが事実上困難な状況」の2つの状況のみを評価していますが、利用者アンケートからは利用者は現状のMNO サービスに不満がなく、そもそもサービスを選択（再選択）する必要性を感じていない状況であることも読み取れると考えます。</p> <p>具体的には、図表 I-37 のMNO の利用者の総合満足度で不満を感じている利用者（「非常に不満」又は「不満」）は約1割と低い値であること、また注釈30で同一のMNOのサービスを継続して10年以上利用し、かつ、過去に事業者変更を行ったことがない利用者は、約6割が新たに通信サービスに加入する場合にも同じMNOを利用するとの回答があることから、サービスを再選択する必要性を感じていない利用者がある状況にあるとも考えられます。</p> <p>また、現在主流となっている2年契約で、1度契約更新をした利用者も含めた比較的継続利用が短期の利用者の割合は約4割（P39 図表 I-31 2年未満+2年以上4年未満）であること、また2017年度末までにMNPを利用した割合が約4割（P20 図表 I-12 累計MNP利用数÷P14 図表 I-3 通信モジュール以外の小売契約数）となっていることに鑑みると、事業者を変更している状況が相応にある状況と読み取れるため、スイッチングコストの存在を大きく捉える状況ではないと考えます。</p> <p>つきましては、「各種のスイッチングコストの存在により、各時点においてあらゆる事業者のサービスの中から最適なサービスを選択（再選択）するということが事実上困難な状況」との評価を以下のように修正頂くことを要望します。</p> <p>「10年以上継続して同一の事業者のサービスを利用している利用者のうち、約6割が仮に新たに通信サービスに加入する場合に同じ事業者を選択すると回答している（P46 柱脚30）ことや、MNOの利用者の総合満足度で不満を感じている利用者（「非常に不満」又は「不満」）が約1割（P46）であることに鑑みると、利用者は現状のMNO サービスに不満がなく、そもそもサービスを選択（再選択）する必要性を感じていない利用者も相応にいる状況であると考えられる。」</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見3-2-4 MNOグループと独立系MVNOとの間の競争に着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には早期に制度的対応がなされることを要望。</p>	<p>考え方3-2-4</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 (1) 検証結果 (略) 上記のSIMカード型契約数にMNOのサブブランドの契約数を加えたものを母数として各者のシェア及びその変動をみると、2018年度末時点におけるUQコミュニケーション</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>ンズのシェアは、インターネットイニシアティブのシェアを上回っており、そのシェアの伸びは、(2016年度末比でも、2017年度末比でも)SIMカード型契約数上位5者のいずれの事業者のシェアの伸びよりも大きくなっている。このことが、直ちに(SIMカード型の)MVNO事業者を排除していることを意味するわけではないが、上記のとおり、MVNO契約数の増加傾向に陰りがみられることも踏まえると、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について引き続き注視するとともに、接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するために所要の措置を講じることが重要であると考えられる。(略)</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査会社経由による弊社調べでは、独立系MVNO*1における2019年3月時点の契約数シェアはMVNO全体の約4割*2、また2018年度第4四半期の純増数シェアはMVNO全体の約2割*2となっており、独立系MVNOの存在感が低下していると考えます。 *1 MNOグループのMVNO、または、今後MNOになるMVNOを除いたMVNO *2 各シェアの分母はサブブランドを含んだ値で算出 このような状況が継続すると、独立系MVNOが淘汰され、MNOグループによる協調的寡占状態に回帰し、料金が高止まりする等、最終的には利用者利便を大きく損なうことが懸念されます。今後の市場検証において、MNOグループと独立系MVNOとの間の競争に着目した市場分析・検証を行い、競争上の課題等がある場合には、早期に制度的対応がなされることを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-2-5 MNOの事業者数に関する状況分析が正確でないと考えため、記載の修正を要望。</p>	<p>考え方3-2-5</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 (2) 今後取組むべき課題等 P179</p> <p>利用者があらゆる事業者の通信サービスの中から自らに合ったものを選択(再選択)できる環境を整備する必要がある。特に、MNOの事業者数の制限が、市場における事業者間の競争の結果によるものではなく、電波の希少性に起因した参入数の制限であることに鑑みれば、利用者のスイッチングコストの低減に向けた取組を実施する必要性は非常に大きいものと考えられる。</p> <p><意見></p> <p>「特に、MNOの事業者数の制限が、市場における事業者間の競争の結果によるものではなく、電波の希少性に起因した参入数の制限である」との状況分析は正確でないと</p>	<p>・御指摘を踏まえ、該当部分について以下のとおり修正を行いました。</p> <p>(修正前)</p> <p>特に、MNOの事業者数の制限が、市場における事業者間の競争の結果によるものではなく、電波の希少性に起因した参入数の制限であることに鑑みれば、利用者のスイッチングコストの低減に向けた取組を実施する必要性は非常に大きいものと考えられる。</p> <p>(修正後)</p> <p>特に、MNOの事業者数の制限が、電波の希少性に起因した参入数の制限によるとこ</p>	<p>有</p>

<p>考えます。</p> <p>1988年の自動車電話事業への初めての新規参入以降、電波の割り当てがなされた事業者数（グループ数）が現在まで変わっていないわけではなく、MNOだけでなくPHS事業者も含めた移動系サービスの領域でみると数々の新規参入があり、これまでに熾烈な事業者間の競争等を経て合従連衡や淘汰が進んだ結果、現在の事業者数に至ったことは事実であり、電波の希少性に起因した参入数の制限のみが理由で現在の事業者数になったわけではないため、このような変遷も含めて頂くよう修正を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ろが大きいことに鑑みれば、利用者のスイッチングコストの低減に向けた取組を実施する必要性は非常に大きいものと考えられる。</p>	
<p>意見3-2-6 省令改正後の市場動向を引き続き注視し、仮に問題が生じていることが確認された場合には、制度的な対応等の取組を速やかに行ってほしい。</p>	<p>考え方3-2-6</p>	
<p>第3編 電気通信市場の検証 2 移動系通信に関する市場の検証 (2) 今後取組むべき課題等 P179</p> <p>この点について、今般公布された電気通信事業法の一部を改正する法律において、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度等が整備されたところであるが、既に多くの利用者を獲得している事業者においては、様々な方法により既存の利用者を囲いこむインセンティブが働くものと考えられることから、引き続き市場における競争環境を注視し、必要に応じて適切な対応をとることが求められる。</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動系通信市場における競争環境を引き続き注視し、必要に応じて適切な対応をおこなうことに賛同いたします。 ・なお、行き過ぎた囲い込みの是正に関して、これまで多くのMVNOでは、高額キャッシュバック目当てのMNP濫用行為を防止する観点から、1年程度の最低利用期間を設け、当該期間内の解約に対して違約金を設定しておりましたが、省令改正後は違約金を1000円以下に設定することが求められます。この点、省令改正により、高額キャッシュバック自体が無くなるのが期待される場所、潜脱的な行為等により、MNP濫用行為が継続する可能性も考えられますので、省令改正後の市場動向を引き続き注視いただくとともに、仮に問題が生じていることが確認された場合には、制度的な対応等、速やかに解決に向け取り組みをおこなっていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

4. 消費者保護ルールに関する取組状況の分析・検証

(該当意見なし。)

Ⅱ 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元年度版)(案)」関係

■ 意見募集期間 : 令和元年7月6日(土)から令和元年8月5日(月)まで

■ 意見提出数 : 8件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者 :

(意見受付順)

1	日本電信電話株式会社
2	株式会社ジュピターテレコム
3	楽天モバイル株式会社
4	株式会社オプテージ
5	東日本電信電話株式会社
6	西日本電信電話株式会社
7	ソフトバンク株式会社
8	KDDI株式会社

**「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）（案）」
 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

0. 総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 情報通信市場全体を広く俯瞰し、通信事業者や多様なプレイヤーの取組が、他分野での様々な成長・発展にどう繋がっているかについて着目した検証を実施すべき。また、現行の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他分野の様々な産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかについても検証すべき。</p>	<p>考え方0-1</p>	
<p>情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しております。モバイルブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、グローバルな OTT プレイヤーが提供するアプリケーションや端末等に移行しております。</p> <p>また、通話アプリに代表されるように、従来の通信キャリアが提供するネットワークサービスがブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、ネットワークサービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあります。さらには、MVNO や「光コラボレーションモデル」を用いて異業種も含めた様々なプレイヤーによる新規参入が相次いでいます。</p> <p>こうした旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、2020 年代においては近年注目されている 5G サービスや IoT、ビッグデータ、AI 等が具体的なサービスとして広く実用化され、通信はそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。</p> <p>こうした中、今後の情報通信市場においては、通信事業者のみならず多様なプレイヤーが自由かつ柔軟にイノベーションを促進することにより、他分野での新事業や新サービスの創出に結びつけることで、我が国経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の利便向上を実現していくことが求められています。</p> <p>そのため、政府においては、グローバルな OTT プレイヤーの台頭等、ダイナミックに変化する情報通信市場全体を広く俯瞰することに加えて、通信事業者や多様なプレイ</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

ヤーの取組みが、他分野での様々な産業の成長・発展にどう繋がっているかにも着目した検証をしていくことが必要になると考えます。

その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他分野の様々な産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかに、そうした規制やルールを大胆に見直していただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

情報通信市場は、従来の通信事業者間の競争に加え、業界・分野の垣根を越えたサービス競争が展開される、多面的・多層的な市場構造に大きく変容しております。モバイルブロードバンドの高速化やスマートフォンの普及等により、ユーザは固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しており、ユーザの選好の中心は、グローバルな OTT プレイヤーが提供するアプリケーションや端末等に移行しております。

また、通話アプリに代表されるように、従来の通信キャリアが提供するネットワークサービスがブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、ネットワークサービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあります。さらには、MVNO や「光コラボレーションモデル」を用いて異業種も含めた様々なプレイヤーによる新規参入が相次いでいます。

こうした旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、2020 年代においては近年注目されている 5G サービスや IoT、ビッグデータ、AI 等が具体的なサービスとして広く実用化され、通信はそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。

上記の認識に基づき、当社は、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 28 年度）（案）」、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 29 年度）（案）」、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 30 年度）（案）」に対して、情報通信市場全体を広く俯瞰したうえで、多様なプレイヤーによる新しい価値創造や需要創出を後押しする政策の立案に資する市場検証としていただきたい旨の意見を提出しました。

しかしながら、今回の、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）（案）」（以下、令和元年度版基本方針（案））においても、依然として「旧方針において示されている市場検証の基本的な枠組は維持」することとされていますが、ダイナミックに変化する市場実態をよりの確に捉えるために、令和元年度の年次計画においては、固定通信と移動通信を異なる市場として画定・分析することや、固定通信市場においても、FTTH アクセスサービスを「自己設置」・「接続」・「卸電気通信

<p>役務」の提供形態別に細分化したうえで分析・評価を行うなど、電気通信市場を細分化した分析を行うのではなく、他分野も含めた情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰したうえで利用者の視点に重点をおいた分析・評価を実施していただきたいと考えます。</p> <p>加えて、「固定系通信・移動系通信における卸及び接続に係る取引の適正性等の確認」については、令和元年度版基本方針（案）において、「市場検証に関する重点事項」として取り上げられていますが、当初策定された「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（平成 28 年 7 月 15 日公表）」においても「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」が 1 年目の重点事項とされていたにも関わらず、3 年間に渡り当該項目の分析・検証が行なわれたことから、当該項目の検証を行う必要はないと考えます。</p> <p>当社は、これまで、お客様の利用シーンに応じたサービス卸や料金の多様化に取り組んできたことにより、様々な事業者が業界の垣根を越えてコラボレーションし、イノベーションの促進による新たな付加価値の創造を図っていくことを下支えしてまいりました。今後はこれらの取り組みに加え、新たな市場創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等をサポートしていくため、それら企業等の事業規模等に応じて、光サービス卸を柔軟に利用できる仕組みを提供することや、基本メニューとしての光サービス卸の提供に止まらず、共同実証・技術検証から発展する実ビジネスのサポートや通信サービスの領域を超えたコンサルティング・ビジネスマッチング等にも取り組むことで、卸先事業者による新事業・新サービスの創出を目指し、他の産業の成長やイノベーションに貢献していく考えです。</p> <p>そのため、令和元年度版基本方針（案）の市場検証の「当面の重点事項」として、「固定系通信・移動系通信における卸及び接続に係る取引の適正性等の確認」が挙げられていますが、仮に令和元年度の年次計画において当該項目の検証を実施するとしても、サービス卸の画一的な「提供料金」の分析・評価ではなく、情報通信市場全体を広く俯瞰することに加えて、通信事業者や多様なプレイヤーの取組みが、他分野での様々な産業の成長・発展にどう繋がっているかにも着目した検証をしていただき、経済成長の実現に向けて政策面等の後支えを是非ともいただきたいと考えます。</p> <p>その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制やルールが、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、他分野の様々な産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかについても検証いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見 0-2 プラットフォームサービス等を提供するグローバル OTT の市場支配力のレバレッジ拡大について電気通信市場検証会議で評価を実施すべき。</p>	<p>考え方 0-2</p>	
<p>加えて、政府においては、プラットフォームサービス等を提供するグローバルな OTT</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていた</p>	<p>無</p>

<p>プレイヤーの市場支配力のレバレッジ拡大について市場検証会議で評価いただき、消費者保護や利用者利便の観点に立って、そうした OTT プレイヤーが市場において必要な責任を果たすよう、諸外国での対応も参考にしながら、適切なルール整備等を推進していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>できます。</p>	
<p>意見0-3 「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」については、基本方針における重点事項として、今後も検証を継続すべき。さらに、NTT グループと非電気通信事業者との間の企業間連携の状況についても分析・検証の対象とし、公正競争に広く影響を及ぼすような場合には、NTT ドコモと NTT 東西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大すべき。</p> <p>また、ボトルネック設備（第一種指定電気通信設備）を有する NTT 東・西の卸取引に対して、透明性・公平性・適正性を担保するため、接続ルールと同等のルール（公正報酬率規制等）を適用することを視野に、NTT 東・西におけるサービス卸の提供状況等について、引き続き重点的に注視が必要。</p>	<p>考え方0-3</p>	
<p>旧方針の基本的な枠組みを維持しつつ、最近の電気通信事業分野を取り巻く環境変化等を踏まえた本方針（案）の方向性には賛同いたしますが、旧方針に基づいて実施した検証のうち、「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」については、規制緩和直後の3年間のみを検証したものであり、市場に影響が及ぶまでにはある程度の時間を要すること、加えて、今後、IoT/M2M の進展に伴い、異業種連携が本格化することが想定されることから、3年間のみで禁止行為規制の緩和の影響評価を行うには時期尚早であると考えます。</p> <p>したがって、「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」については、本方針案による【重点事項】として、今後も検証を継続すべきと考えます。</p> <p>また、「NTT 東・西におけるサービス卸の提供状況」については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成29年度の年次レポートで、NTT 西日本には卸料金の水準の設定によって「価格圧搾を行う能力を有している」との評価がなされたこと、 ② NTT 東日本の契約者情報の目的外利用に関し、必要な措置を講ずるよう行政指導が行われたこと、 ③ 平成30年度の年次レポート（案）では、NTT 西日本のコラボ光サービスの取次業務について、実施期間が4ヶ月程度であることに鑑み、引き続き注視していくこととされたこと、 ④ 令和元年7月から NTT 東・西のサービス卸先の事業者間で電話番号と光回線の継続利用を可能とする「事業者変更」が導入され、卸先事業者による過度なキャッシュバック等による競争過熱が懸念されること <p>等から、その後の状況についても、引き続き、重点的かつ優先的に検証が必要だと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・なお、「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」に関しては、電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート（第1編第5章2）において記載のとおり、「IoT/M2Mの進展に伴う異業種連携は、今後本格化する分野であることから、引き続き移動系通信分野の各市場における競争状況を注視する」ことしております。 	<p>無</p>

なお、「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」及び「NTT 東・西におけるサービス卸の提供状況」の検証にあたっては、以下に示すような観点での検証も必要だと考えます。

「NTT 東・西及び NTT ドコモに対する禁止行為規制の適用範囲の妥当性」について

今後の 5G/IoT 時代においては、様々な分野において産業横断的な提携・協業事業モデルが創出されることが想定されます。企業グループがこうした提携・協業事業モデルを推進する上では、禁止行為規制適用事業者である NTT 東・西及び NTT ドコモや他の NTT グループ内電気通信事業者だけでなく、900 社を超える非電気通信事業領域の関連会社との連携を通じた総合的な事業能力を発揮して、様々なパートナー企業（資本系列外）と産業横断的に取引関係を強化していくものと考えられます。

このようなグループの総合事業能力が強化されていくことを踏まえ、令和元年度以降、禁止行為規制の遵守状況と課題等を評価する際には、NTT ドコモと NTT グループ内外の電気通信事業者との取引に加え、一定の取引規模を有するものについては非電気通信事業者（グループ内／外問わず）との協業・提携などについても企業間連携の実態把握や分析の対象とすべきと考えます。検証の結果、当該取引が公正競争に広く影響を及ぼす可能性がある場合には、NTT ドコモ及び NTT 東・西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大する必要があると考えます。

なお、今後の検証においても、これまで通り、固定系・移動系両市場でそれぞれ支配的事業者である NTT 東・西と NTT ドコモが相互に重複・連携する形で更に支配力を強めつつあることに重点を置いて市場の実態を検証し、政府出資の NTT のグループドミナンス（総合的な事業能力）が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点で、引き続き、分析と評価を慎重に進めていただきたいと考えます。

「NTT 東・西のサービス卸に対する規律の必要性」について

上述のとおり、NTT 東・西におけるサービス卸の提供状況等の確認については、3 年間の検証に閉じるのではなく、その後の状況について、引き続き重点的に注視が必要であり、検証の際には、ボトルネック設備（第一種指定電気通信設備）を有する NTT 東・西の卸取引に対して、透明性・公平性・適正性を担保するため、接続ルールと同等のルール（公正報酬率規制等）を適用することを視野に分析すべきと考えます。

加えて、NTT 東・西のサービス卸の提供条件が不透明であるため、認可接続約款に基づく取引と異なり、交渉過程も含めてボトルネック設備の独占性に起因する優越的地位の濫用が行われ易いことから、事業者間の公平性や料金水準の適正性が担保されるかについて継続的かつ徹底的に調査する必要があると考えます。

1. 市場検証の基本的なプロセス（7）市場検証を踏まえた対応

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-1 事業者の総務省に対する報告項目について、必要最低限のものとなるよう整理を要望。	考え方 1-1	
<p>現在、報告規則改正の意見募集が行われていますが、その改正内容は、秘匿性の高い経営情報やデータの集計が困難であるものを含む過剰なデータの提供を求められる内容となっています。また、貴省に対する報告項目は増加の一途をたどっており、事業者における報告対応の業務負荷は近年大きく増加しています。</p> <p>つきましては、事業者の負担に対する配慮という観点でも、必要最低限の情報を精査し、報告項目を整理して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・今後とも、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく権限の行使は、適切に行うこととしています。</p>	無
意見 1-2 市場検証の一連のプロセスで得られた知見等の位置付けの確認。	考え方 1-2	
<p>旧方針（電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（平成 28 年 7 月 15 日）の P. 2 には以下の記載があり、検証結果の政策への反映の旨が明確に記されました（下線は当社）。</p> <p>-----</p> <p>電気通信市場の動向を的確に把握し、<u>適切に分析・検証を行い、政策に反映することが重要</u>である。</p> <p>-----</p> <p>しかしながら今回の方針では「政策に反映する」という文言は含まれておらず、「政策の在り方を検討する場等に適宜情報提供」といった記載にとどまり、「『適宜』情報提供」という文言からは、情報提供がなされないこともあり得るものと読み取れます。</p> <p>本記載が意味するところは、市場検証の一連のプロセスで得られた知見等は政策決定において主要な地位を占めず、あくまで参考の位置付けであるということを確認させて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施する方針について、従前からの変更はありません。</p>	無

2. 当面の重点事項（1）電気通信事業分野の環境変化を踏まえた競争状況等の評価

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
--------	---------------	------------------

<p>意見 2-1-1 移動系通信市場における既存顧客の囲い込みにつながるおそれのある行為について重点的に分析・検証を行い、公正競争上問題のある行為が見られた場合は、制度改正を含めた対応を速やかに行うべき。</p>	<p>考え方 2-1-1</p>	
<p>「電気通信事業分野における市場検証」を実施することにより、公正競争上の観点から、現行の各種制度が有効に機能しているかを分析・検証することは有用と考えます。</p> <p>特に移動系通信市場は、基本方針（案）にあるとおり、既存 MNO において「既存の顧客の囲い込みを狙った戦略を採る誘因が大きい」ことから、例えば以下のような既存顧客の囲い込みにつながるおそれのある行為については、重点的に分析・検証を行い、公正競争上問題のある行為が見られた場合は、検証期間の途中であっても、制度改正を含めた対応を速やかに行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法令に実質的に反する過度な違約金設定や端末料金値引 ➢ 固定通信との複数年契約によるバンドルサービスの提供 ➢ SIM ロックの設定 ➢ SIM カード側で使用可能な端末を制限する IMEI ロックや使用周波数帯を自社保有周波数帯に制限することなどにより、実質的に特定の事業者しか使えない端末を提供する行為 <p style="text-align: right;">等 【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見 2-1-2 MNO グループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響を及ぼしている状況にあることなどを踏まえ、これまでの「NTT とそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析・検証に加え、「MNO グループとそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析・検証を行うことが重要。</p>	<p>考え方 2-1-2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西殿によるサービス御開始以降、固定通信市場においても MNO の存在感が急激に高まり、今や MNO グループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響を及ぼしている状況にあります。また電気通信分野における小売市場では、今後さらに固定からモバイルへのシフトが加速していくものと想定され、移動通信市場がメインとなる 5G 時代においては、電気通信市場全体に対する MNO グループの市場支配力は一層高まっていく可能性があると考えます。 ・仮に、電気通信市場全体が MNO グループの協調的寡占になった場合は、全ての分野において料金の高止まりやサービスの横並びが懸念され、利用者利便を大きく損ねる可能性があります。 ・将来にわたって、電気通信市場全体における公正競争を促進するためにも、これまでの「NTT とそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析・検証に加え、「MNO グループとそれ以外の事業者」との間の競争状況の分析・検証を行うことが重要と考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見 2-1-3 NTT グループと非電気通信事業者との間の企業間連携の状況について</p>	<p>考え方 2-1-3</p>	

<p>ても分析・検証の対象とし、公正競争に広く影響を及ぼすような場合には、NTT ドコモ及び NTT 東西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大すべき。</p>		
<p>5G/IoT 時代には、NTT 東・西や NTT ドコモ、他の NTT グループ内企業が持株会社のもと、一体となって事業運営し、NTT グループの総合事業能力が強化されていくことが想定されます。</p> <p>したがって、NTT 東・西及び NTT ドコモに対する現行の禁止行為規制の適用範囲だけでは公正競争環境の確保が困難になるおそれがあることから、市場検証の対象を隣接市場・非電気通信市場にも拡大した上で、電気通信分野の公正競争に与える影響を分析する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、NTT ドコモとグループ内外の電気通信事業者との取引に加え、一定の取引規模を有するものについては非電気通信事業者（NTT グループ内／外問わず）との協業・提携などについても企業間連携の実態把握や分析の対象としたうえで、検証の結果、当該取引が公正競争に広く影響を及ぼす可能性がある場合には、NTT ドコモ及び NTT 東・西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

2. 当面の重点事項（2）固定系通信・移動系通信における卸及び接続に係る取引の適正性等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 2-2-1 一種指定設備設置事業者及び二種指定設備設置事業者における業務の適正性等の確認を実施することに賛同。</p>	<p>考え方 2-2-1</p>	
<p>・接続及び卸電気通信役務の提供に係る適正性等を確保する観点から、引き続き一種指定設備設置事業者及び二種指定設備設置事業者における業務の適正性等について確認することに賛同いたします。</p> <p>・なお、モバイル市場の競争環境に関する研究会や接続料の算定に関する研究会では、移動通信における将来原価方式による接続料算定の在り方が議論されており、そこでは、「接続料算定の早期化」や「接続料算定に関する MVNO への情報開示等」といった MVNO の事業運営に極めて重要な事項が議論されています。</p> <p>・電気通信市場検証会議においては、研究会で示された方向性に従い MNO が適切に対応を行っているか等を確認いただき、課題等が生じていることが確認された場合には、速やかに解決に向け取り組みをおこなっていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>・本基本方針案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見2-2-2 NTT東・西のFTTH市場における市場支配力がNTTドコモに移転していないかという観点から重点的に分析・検証すべき。加えて、NTT東西のサービス卸の提供条件やガイドライン遵守状況等について重点的に分析・検証すべき。	考え方2-2-2	
<p>ボトルネック設備を保有する卸元のNTT東・西のグループ会社であるNTTドコモ（ドコモ光）について、NTT東・西のFTTH市場における市場支配力がNTTドコモに移転していないかの観点で重点的に分析・検証すべきと考えます。</p> <p>○世帯の光化が進展していく中で、NTT東・西の顧客基盤がドコモ光に移行し、NTT東・西の市場支配力がNTTドコモに移転していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツからの転用によるNTTドコモへの移行件数の推移 ・ ドコモ光のシェアの推移 <p>○NTT東・西がサービス卸を提供する中で、NTTドコモに対する優遇が生じていないか。</p> <p>○NTT東・西とNTTドコモの共同営業が現行の禁止行為規制に抵触していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東・西とNTTドコモの具体的な契約条件の内容、及び、目的達成業務（取次）の運用において、不当な優遇の有無 <p>○NTT東・西とNTTドコモの関係強化が市場に悪影響を及ぼしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH小売市場におけるドコモ光シェアの推移 ・ 1992年のNTTドコモの分離実施要件の履行状況 ・ NTT東・西とNTTドコモの具体的な契約条件の内容、及び、目的達成業務（取次）の運用において、不当な優遇の有無 <p>加えて、令和元年7月からNTT東・西のサービス卸先の事業者間で電話番号と光回線の継続利用を可能とする「事業者変更」が導入され、卸先事業者による過度なキャッシュバック等による競争過熱が懸念されることから、卸先事業者によるキャッシュバックの実施状況、及び、NTT東・西がサービス卸先の事業者に提供する販売奨励金等について、公正な競争環境に影響を重点的に分析・検証するとともに、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」の遵守状況をしっかりと検証していただきたいと考えます。</p> <p>総務省案の通り、「設備ベースで見れば、依然としてFTTH市場におけるNTT東西の存在感が大きい状況」のなかで、卸元のNTT東・西がNTTグループ内の卸先であるNTTドコモに対して、NTTドコモのみしか達成し得ないような条件をつけて高額な販売奨励金をつける等、実質的にNTTグループ内企業を優遇するようなことがあった場合には、公正な競争を確保することが困難となります。光サービス卸の卸先シェアにおいてNTTドコモのシェアが高まっている背景や影響等も含めて詳細な分析が必要です。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東・西の設備シェア 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・NTT ドコモの FTTH 小売市場のシェア ・卸元が出す奨励金（グループ内／外） ・卸先が出すキャッシュバックの額 <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
---	--	--

2. 当面の重点事項

(3) 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの実施

① モバイル市場の競争環境に関する事項

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-3-1-1 モバイル市場におけるモニタリングの実施結果は原則として公開すべき。	考え方 2-3-1-1	
<ul style="list-style-type: none"> ・「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の中間報告書（平成 31 年 4 月 23 日公表）に示されたモニタリングを行うことは、モバイル市場の健全な競争環境の維持・向上に資すると考えます。 ・なお、電波は有限稀少な国民の財産であること、モバイルサービスは社会生活に欠かせない極めて重要なものであることを踏まえて、モニタリング結果は原則として公開し、利用者を含めた全ての関係者がその内容を確認できることが必要と考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本基本方針案に対する賛同の御意見として承ります。 ・モニタリングは、原則として公開の場で行われることが適当ですが、関係事業者の機微なデータを扱うことも考えられることから、具体的なモニタリング体制や分析手法等について今後検討を進める予定です。 	無

2. 当面の重点事項

(3) 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの実施

② ネットワーク中立性に関する事項

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-3-2-1 ネットワーク中立性に関するモニタリングの実施に賛同。トラヒックの見える化により、事業者やサービスごとのトラヒック状況、インターネット利用の受益構造を明らかにし、コスト負担の公平性に関する検証にも着手することを要望。トラヒックの見える化を実施するための設備整備に係る国の支援を要望。	考え方 2-3-2-1	

<p>「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの実施は、公平な競争環境整備、利用者保護の観点から賛同いたします。</p> <p>市場検証会議で取り扱う各モニタリングのうち「ネットワーク中立性に関する事項」については、今後設置が予定される「ネットワーク中立性に関するモニタリング会合（仮称）」や、既に検討が開始された「帯域制御ガイドライン」、「ゼロレーティングサービスの提供に関する電気通信事業法の適用についての解釈指針」等にて定める内容に即したものになると理解しております。</p> <p>これら「帯域制御」や「ゼロレーティング」のモニタリングは、電気通信事業者が消費者に対し必要な情報を提供しているか等、主に事業者の業務の適正性を確認する事が目的であり、結果として消費者のサービス選択にも資するものになると認識しております。</p> <p>本基本方針（案）の「(2) 市場検証の内容」には、「市場動向の分析」「業務の適正性の確認」「市場環境の評価」の3点が挙げられております。</p> <p>「市場環境の評価」は、「電気通信事業分野における市場動向の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ（中略）、公正な競争環境が確保されているか等について評価を行うとともに、課題の整理を行うものである」とされており、当社としても市場検証会議の場が、インターネットサービスの競争環境の確保の場として機能し、コンテンツ事業者のネットワーク利用における在り方等も含めて議論される事に大きな期待を有しております。</p> <p>「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」では、インターネット上でサービスを提供する OTT 等のコンテンツ事業者も「受益者」に含むという方向性が示されており、それを前提として、社会インフラの負担に関する議論への発展は当然と考えます。具体的には、トラヒックの見える化により、事業者やサービスごとのトラヒック状況、インターネット利用の受益構造を明らかにし、コスト負担の公平性に関する検証にも着手する事を希望します。</p> <p>なお、トラヒックの見える化については、「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」において、「総務省は関係事業者の協力を得て、トラヒックの実態を収集・把握し、客観的なデータを公開することが適当である」とされておりますが、現在、必ずしも全ての事業者がこれらを実施する為に必要な設備を有しているわけではありません。国からの一定の支援をご検討頂き、適切なモニタリング環境を整えていただく事を期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本基本方針案に対する賛同の御意見として承ります。 ・ 今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ・ なお、トラヒックの見える化に関する御意見については、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
---	---	----------

<p>意見2-3-2-2 MNOと大手OTT事業者との間のゼロレーティングに係る取引条件等について、排他的な条件なものとなっていないか、公正競争を阻害する可能性がないかを確認すべき。</p>	<p>考え方2-3-2-2</p>	
<p>・通信市場全体でMNOの市場支配力が強くなっている中、仮にネットワーク中立性が緩和されることになれば、ゼロレーティングを通じてMNOと大手OTTの双方の強大な市場支配力が結びつくおそれがあり、市場支配力が強いもの同士の取引が不透明である中、その他の事業者には優越的地位の濫用をすることも考えられます。このようなことが常態化すると、通信市場及びOTT市場における他の事業者が淘汰、あるいは新規参入障壁が高くなる等の市場競争の停滞が予想され、中長期的には利用者利便が大きく損なわれることが懸念されます。</p> <p>・ゼロレーティングに関する指針の遵守状況等でのモニタリングにおいては、MNO～大手OTT事業者との間の取引条件等について、排他的な条件となっていないか、それによって公正競争を阻害する可能性がないか等を確認することが電気通信市場の健全な発展に重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

2. 当面の重点事項（4）制度変更が市場環境に与えた影響の分析

<p>頂いた御意見</p>	<p>頂いた御意見に対する考え方</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>意見2-4-1 政策議論について、市場動向分析等の結果に基づき適正にPDCAサイクルを回すことを要望。</p>	<p>考え方2-4-1</p>	
<p>モバイルサービスに関しては、ここ数年毎年政策議論がなされ、議論の結果、求められた事項について都度事業者等が対応していますが、各対応が完了する以前に議論が再開される等、適切な効果検証を経ずして追加規制の検討がなされています。</p> <p>今後、5G時代のルール等を検討していく上では当該環境の変化に応じた議論が適宜必要となる可能性はあるものの、度重なる政策議論や行政による市場介入の結果として、事業運営の安定性が損なわれるのみならず、消費者の混乱も来しかねません。</p> <p>従って、「制度変更が電気通信事業者間の競争環境にどのような変化を与えたかという観点も含めて市場動向の分析等を行う」ことには賛同いたしますが、政策議論については、その市場動向の分析等の結果に基づき適正にPDCAサイクルを回して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・引き続き、市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施することとしています。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-4-2 電気通信事業法改正後の代理店の運営状況、スマートフォン端末の販売状況、日本と海外の5G端末の普及状況を比較するなどの検証をした上で、適宜</p>	<p>考え方2-4-2</p>	

適切に規律を見直すことが必要。		
<p>制度変更が市場環境に与えた影響を分析する総務省案に賛同いたします。</p> <p>令和元年5月17日に公布された「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）」に関して、施行後の代理店の運営状況、スマートフォン端末の販売状況、日本と海外の5G端末の普及状況を比較するなどの検証をした上で、適宜適切に規律を見直していただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本基本方針案に対する賛同の御意見として承ります。 ・今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	無

3. 当面の重点事項・その他

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-5-1 今後の5G時代に向けて、定期的にコロケーションリソースの空き状況について調査・分析し、ボトルネック領域について問題が発生していないかについて、本方針の重点事項として検証すべき。</p>	<p>考え方2-5-1</p>	
<p>5Gでは、高周波数帯の電波が使われるため、今まで以上に多くの基地局展開が必要になり、それに伴い、多くの光回線やコロケーションスペース、発電・受電設備（以下、「コロケーションリソース」という。）が必要になります。加えて、例えば、低遅延サービスの実現のためエッジコンピューティング技術を用いて、端末に近いキャリア設備（局舎等）へサーバ等の設置が必要になることが想定され、全国規模で局舎を有するNTT東・西のコロケーションリソースの重要性が増大します。</p> <p>しかしながら、NTT東・西の各局舎におけるコロケーションリソースの空き状況によっては、5Gの基地局展開ができなくなることや、将来のコロケーション需要を満たすことができなくなることから、今後の5G時代に向けて、定期的にコロケーションリソースの空き状況について調査・分析し、ボトルネック領域について問題が発生していないか、本方針（案）の重点事項として検証する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロケーションの場所の空き情報等については、NTT東日本・西日本において、全ての接続事業者に対する開示が義務付けられています。 ・なお、御提案いただいた内容について検討を行う場合は、「接続料の算定に関する研究会」の開催要綱の検討項目に「コロケーションルール及びその代替措置」とあることから、同研究会において検討することが適当と考えます。 	

Ⅲ その他

案と無関係と判断されるものが5件ございました。